

## 芦屋市条例第 2 2 号

### 芦屋市事務分掌条例の一部を改正する条例

芦屋市事務分掌条例（昭和 4 3 年芦屋市条例第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(部の設置) 第 1 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定により、次の部を設け、事務を分掌させる。 企画部 （略） 総務部 (1)～(3) （略） (4) 公有財産に関する事項 <u>（土地、建物及び工作物を除く。）</u> (5)～(7) （略） 市民生活部 （略） <u>こども福祉部</u>	(部の設置) 第 1 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定により、次の部を設け、事務を分掌させる。 企画部 （略） 総務部 (1)～(3) （略） (4) 公有財産に関する事項 (5)～(7) （略） 市民生活部 （略） <u>福祉部</u>

改正後	改正前
<p>(1) 社会福祉に関する事項</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p><u>都市政策部</u></p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) 公有財産に関する事項（土地，建物及び工作物に限る。）</u></p> <p>上下水道部 (略)</p>	<p>(1) 社会福祉 <u>（児童福祉並びに母子及び父子福祉を除く。）</u> に関する事項</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p><u>こども・健康部</u></p> <p><u>(1) 児童福祉並びに母子及び父子福祉に関する事項</u></p> <p><u>(2) (略)</u></p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p><u>都市建設部</u></p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>上下水道部 (略)</p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。